

寝屋川市における男女共同参画社会形成実現に向けて

関西大学他非常勤講師
玉井眞理子

—構成—

- 1 男女共同参画社会を築くことの意義
- 2 男女共同参画基本法について
- 3 なぜ条例が必要なのか
- 4 男女平等思想に関わる国際的系譜：国連の動きから
- 5 寝屋川市における民主主義社会構築を目指して
＜男女共同参画社会形成に向けての行政の課題＞

1 男女共同参画社会を築くことの意義

近年、日本社会において生じているさまざまな社会問題の幾つか

(=高齢者の孤独死、DV被害、児童虐待、「孤族化」)

⇒行政だけでの対応ではもはや社会問題に対応できない

従来の行政と市民との関係をとらえ直す必要があることは論を待たない

◎ 「男女共同参画」をすすめるとはどういうことなのか

「市民が支える(開発する)地域社会/国」を築く

⇒長い年月をかけた国際的議論のなかで展開された「市民参加型社会」

(とりわけ発展途上国と先進国との関係において、「開発」とは何かが問われ、その過程のなかにおいて、女性の地位向上に対する国連の取り組みが方向付けられてきた。)

だが現実にはそうした議論のなかで培われてきた肝心の思想が伝えられていない。

→男女共同参画会議 基本問題・計画専門調査会(平成22年7月23日)

「男女共同参画が必ずしも十分に進まなかった」とする

- ・日本はジェンダーエンパワーメント指数(GEM)において109ヶ国中57位という低い順位
- ・働いている女性の6割は、妊娠・出産時に仕事を辞めている
- ・女性の2人に1人は非正規雇用である

基本法施行後10年間の反省(男女共同参画会議 基本問題・計画専門調査会)

なぜ男女共同参画が十分に進まなかったか

- ① 固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消に対する取り組みが不十分
- ② 男女共同参画はあらゆる人々の課題であるにもかかわらず、働く女性のみの課題として認識されることも多く、また男性の意識が低く、家庭内等の「小さな」課題ととらえられがちで、地域などで関心のある人々が学習をしてもそれが社会全体の変革にはつながらなかった。
- ③ 男女共同参画社会を実現しようとする強い意志と推進力が不足していたため、強力なリーダーシップが不足していたほか、男女共同参画を進めることが経済や社会全体の活性化につながるという意識が、各主体のリーダーに不足していた。
- ④ 雇用・就業状況の変化や家族、地域の変容等に対応したセーフティネットが不十分であったため、経済・雇用情勢の急激な変化によって様々な困難に直面する人々が増加したほか、出産子育て等により離職せざるを得ない女性も多いといったM字カーブ問題の解消、長時間労働の抑制などの成果につながらなかった。

* 果たしてこのような反省でいいのだろうか？

→市民参加型社会の仕掛けができていないことの反省が見られない

ここで扱うテーマ

一、男女共同参画をすすめるとは、実は新たな市民社会の形成可能性を切り拓くこと

二、条例を形だけのものに終わらせないためにはどうすればよいかの方法論

2 男女共同参画社会基本法について

○男女共同参画社会基本法(1999.6.23.我が国第17番目基本法)の5つの基本理念

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。

⑤ 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも必要です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

(内閣府男女共同参画局パンフより)

○各主体の責務

国:「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む)を、総合的に策定、実施する」(第八条)

* 積極的改善措置:女性をはじめとするマイノリティーに対する社会的差別を是正するために、雇用や高等教育などにおいて、それらの人々を積極的に登用・選抜することや、それを推進する計画のこと。

地方自治体:「国の施策に準じた施策」およびその「区域の特性に応じた施策」を策定し、実施する(第九条)。

国民:「職域、学校、地域、家庭、その他の社会のあらゆる分野」で男女共同参画社会の形成に寄与するように努める(第十条)。

○政府・市町村における計画策定義務

政府および都道府県には男女共同参画(基本)計画を策定する義務、市町村には男女共同参画(基本)計画策定の努力義務が課せられている。また国と自治体は、「男女共同参画社会の形成に配慮」しなければならない(第十五条)。

3なぜ条例が必要なのか

- ◎「基本法」の限界：
- ①あくまで基本であり、地域の特性に応じた男女共同参画社会形成を促進する具体策を規定していない。
 - ②基本法は総理府（現在内閣府）が提案した法律であるため、肝心の労働・教育・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ・DVの問題など、他省庁が管轄するという性質のものには踏み込まれていない。

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ＝性と生殖に関する健康・権利：1994年の国連による国際人口・開発会議で採択された行動計画に取り入れられた概念。生殖の家庭が身体的、精神的、社会的に良好な状態で、安全で満足な性生活を営め

ること、子どもを産むかどうか、いつ何人産むかどうかを決定する自由をもつことを含むもの。

*DV(ドメスティック・バイオレンスdomestic violence)=同居関係にある配偶者、パートナー、きょうだい等の家族から受ける家庭内暴力のことを指す。ドメスティックとは、「家庭の」という意味であるが、最近では同居か否かを問わず、恋愛関係にある相手や元配偶者から受ける暴力全般を指す場合もある。デートDV(dating violence)という言葉も使われている。

<基本法の限界を乗り越えるために>

- ① 男女共同参画社会の実現には、地域実態に即した実効性のある条例が必要となる。
- ② 地域住民が主体となり、地域生活のなかから男女共同参画社会構築のための課題を掘り起こす実践が伴わなければならない。
- ③ 主体的に条例を制定するプロセスのなかで、地域住民も行政職員も、自らの内なる性役割意識・人権意識を問い直し、自らを固定的な性別役割分業観から解放する取り組みが必要

◎ 条例制定が最終目標なのか→NO

- ①もとより「ジェンダー平等参画」ではなく「男女共同参画」となっている現実がある。
- ②男らしさ・女らしさを称揚し、固定的性別役割分業に基づく社会に回帰しようという動きがある。
- ③条例制定後、条例がどのように適切に実施されているかの監視に取り組み、評価や条例の見直しを、社会状況の変化に応じて適宜行わなくてはならない。

4 男女平等思想に関わる国際的系譜:国連の動きから

a第一期(1945-62): 国連「女性の地位委員会」の創設および国連女性の地位委員会の活動

◎ 創設の背景

1945年(第一回国連総会)ルーズベルト米代表が全世界女性に向けて読み上げた公開状

→その後の国連における女性政策の原点とされる。

指摘された点 ①世界平和の到来に女性が重要な役割を演じた

②自由は、人種・信条・性別という障害が取り除かれた時もたらされる

⇒<国連への女性参画の重要性を強調> = 男性と同じ社会的地位を与える

☆法的権利の整備:条約の起草、および宣言 女性参政権に関する条約(1952)等

b第二期(1963-75): 国連における女性の経済開発への参画という認識の覚醒



「開発の受益者」から開発計画における「**変革の主体**」としての役割に移行する過渡期

①メキシコ会議(1975):「世界行動計画」

→1980年までに達成すべき最低限の目標を設定し、宣言によって各国は自国の戦略を決定する

・メキシコ会議の意義:この行動計画で問い直された「男女平等」

「男女の特性に基礎づけられた平等論」⇒「固定化された男女役割分担観念そのものの変革」

例 a)1967の女子差別撤廃条約 :「男女の特性に基礎づけられた平等論」

・前文「家庭とくに子の養育における女性の役割に留意」することを要請

・第六条「社会の基礎的単位である家族の調和を害することなく」の制限付きで

「男子と同等の権利」保障を求めていたに過ぎなかった

b)1975(昭和50年)の世界行動計画:「固定化された役割分担観念の変革」

・序章「男女平等の達成とは、両性とその才能および能力を自己の充足と社会全体のために発展させうる平等な権利、機会、責任をもつべきことを意味する。そのため、家庭および社会の中で両性に伝統的に割り当てられた機能を再検討することが肝要である。男女の伝統的な役割を変える必要性を認識しなければならない」。

c 第三期(1976-85年)：国連女性の10年/「**変革の主体**」としての女性

① 国連女性の10年の意義

(1) NGOの活躍

*Non-Governmental Organizations 非政府組織 政府以外の組織で公共的・公益的サービスを担う活動を行う
非営利組織のこと。国際連合において、NGOは国際連合と連携を行う民間組織と定義されている。

○NGOフォーラムを伴って開催⇒女性団体に国連活動に対する発言の場が提供される
とともに、女性NGOが注目を浴び、成長する。

*女性NGO:人身売買に反対するNGO、夫に暴力を受けた女性を支援するNGO等

(2) ジェンダーの視点に立った国連統計の重要性

女性の社会的地位が低い国＝貧困・人口過剰・非識字・健康状態の悪化が明らかに

(3) 地球規模の「市民社会」の形成促進の重要性が認識され、開発途上国の農村地域の女性の
声が、国連の援助プログラムに徐々に反映される

(4) 国連における女性の人権に関する包括的な条件の採択

→「女性差別撤廃条約」の締結 :1979年12月18日

女性の権利を包括的に規定する史上初の法的拘束力のある条約

・第一条での「女性差別」の定義

「性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、市民的その他の
いかなる分野においても、女子が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、
享有し又は行使することを害し、又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」。

POINT1:「間接差別」をも対象としている

*間接差別とは? : 「直接に差別的な条件や待遇差は設けていないが、結果的に格差がつくような
状況。結果の平等の立場から批判する際に用いられる概念

・具体例:女性が多くを占めるパートや契約社員、派遣スタッフ等の非正規雇用者に
対する差別や、コース別雇用による差別。

POINT2:「公的領域における差別の撤廃」ばかりでなく、「私生活における差別の撤廃」まで規定しているので、これまでにない広範な権利を保障している。

POINT3:条約では不平等を解消するため、被差別側に「ポジティブ・アクション」をとることが認められる。

* ポジティブ・アクション(出典:財団法人21世紀職業財団)「働く女性が充実した職業生活をおくるためには男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働基準法などが遵守されなければなりません。しかしながら、これらの法の遵守だけでは女性が職場においてその能力を十分発揮できるとは限りません。社会に根ざす固定的な男女の役割分担意識に基づく慣行や通念から生ずる格差が存在し、企業においても同様に、過去の経緯から女性が活躍しにくい状況や慣行が存在しています。このような雇用の場における事実上の格差を解消するための積極的な取組をポジティブ・アクションといいます」。

③第二回世界女性会議(コペンハーゲン会議)1980年

メキシコ会議で定められた目標の達成度の検証等

* 最も弱い立場に置かれた女性に対し、雇用・健康・教育の3つの領域において、特別の配慮が必要であるとされた

④第三回女性会議(ナイロビ会議)1985年

・ ナイロビ会議は国連決議に影響を及ぼす

国連決議(1985年)

- ① 各国政府に対し、将来戦略の実施を国内政策の優先課題とし、国内における政治・経済・社会・文化分野に女性を最大限参画させることを求めた。
- ② 事務総長と国連内の全ての組織に、女性問題担当部局を設置することを要請
- ③ 女性の地位委員会に、将来戦略の実施状況をモニターする任務を付与

**国連における「開発」に対する観念

「開発」をめぐる議論の系譜 / 近代開発論⇒ 解放論 ⇒内発的發展論
(Top Down) (Bottom Up) (「地域」を開発の単位に)

e 国連女性の地位委員会の活動: 第四期(1986より現在)

①ナイロビ将来戦略の見直し勧告: 1990年(平成二年)国連経済社会理事会

=ナイロビ将来戦略の絞り込み: 現実的な解決を目指して

372項目から23の最優先事項に限定

②女性の地位向上支援の必要性が国連において合意形成がなされる

活発になされた一連の会議例

- ① 1992年 国連環境開発会議
- ② 1993年 世界人権会議
- ③ 1994年 国際人口・開発会議
- ④ 1995年 世界社会開発サミット
- ⑤ 1995年 第四回世界女性会議
- ⑥ 1996年 国連人間居住会議国際会議

☆これらの会議で確認された点

1. 世界規模の問題状況を変革するためには、女性問題の解決が不可欠である
2. 女性の社会参画なしに、政治経済問題を解決する手段を見出し得ない

・ 草の根運動の世界的連帯が生まれる

→次の問題提起 ①女性に対する暴力の問題

②産む性としての女性の健康に関わるリプロの問題等

↓

『女性の権利』に対する新たな覚醒

↓

☆ 果たして「女性の権利」は、男性の権利との平等ということで済まされるというのであろうか? NO!

=「女性固有の人権」に対する視点が薄かったことへの反省が強まる

→女性の人格という点における尊厳がないがしろにされている現実を踏まえなければならないという声があがる

現実例: 家庭内暴力(身体的・経済的・精神的・性的苦痛を含む)

→1993年「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」

- ◎ この間の動き＝男女平等を求める視点から、具体的に女性の人権侵害をなくすための施策へと視点がシフトする

③北京会議 1995年

会議の規模:189ヶ国の政府 NGOフォーラム 3万人超の参加 :20世紀最大の世界会議といわれる

会議の目的:過去3回の女性会議を基礎として、冷戦構造終結という新たな世界情勢をふまえた上で、男女平等戦略の履行

◎ 北京会議の困難

: 準備段階において、ジェンダー平等に関する、宗教・文化上の際だった対立が表面化する。

例:リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する認識の違い

↓

にもかかわらず、北京宣言が、全会一致で採択される(5万人近いとされるNGOの影響)

◎ 北京会議の成果:北京行動綱領

1 「平等・開発・平和への行動」がテーマとなり、主に3つが確認される。

- ① その実施のための女性の実力養成・エンパワーメントが必要条件であること、
- ② 男女の平等に基づく対等なパートナーシップが世界規模の発展に必要であること、
- ③ さらには行動綱領の達成のため、政府・国連機関その他の機関の強力なコミットメントこそ必要不可欠であること

2 NGOの貢献に対する評価 :メキシコから北京への20年の過程において成長を遂げたNGOの国連に対する貢献と、各国政府への影響力を高く評価

5 寝屋川市における民主主義社会を目指してー参加型開発手法のすすめー

「参加型開発手法」とは:コミュニティを市民が主体的に形成していくことを目的とし、

専門家集団や行政が目標(ゴール)を定めない。

(「国連・持続可能な開発のための教育の10年」<2005-2014>において、国連は学習方法に言及し、参加型学習を促進するものであるべきであるとしている)

◎コミュニティに対する考え方:

(エンパワメントを重視するフェミニズム教育学の「コミュニティ」)

:教育者に学問知識を教えてもらうという受動的な態度を通してではなく、学習者が主体としての感覚を持ちつつ互いの経験をつき合わせる対話を通して、生活を改善するための共通課題とその背景要因を明らかにしていく場

<参加型開発手法のプロセス>

①地域住民との信頼関係の熟成および対話による状況把握

小グループでの話し合いの機会を捉え、話し合いを通じて生活実態に照らした問題を少しずつ出し合ってもらおう。これは地域住民が生活状況を**意識化**する初期段階。

「意識化」

- ①地域住民が自らの生活状況や地域のおかれている状況を認識し
- ②その状況における問題、課題を把握し
- ③社会経済政治構造との関連において因果関係をとらえ
- ④社会変革に向けた具体的解決の実現に向けた活動へ動機づける

②寝屋川市全体を視野に入れた課題と現状の把握

小グループでそれぞれに出された問題の背景となる諸要因を結びつけ、男女共同参画の理念枠組みの中で整理することを地域住民とともに行なうとともに、寝屋川市における住民間の利害関係・人間関係・権力関係等に関わる、より広い情報を獲得する。

③地域住民による市民意識調査の立案もしくは検討

可能な限り地域住民が主導権を持つことは、住民自身の市民としての主体形成につながるのであり、また調査内容が真に調査対象者に理解されうかを検討する上でも、市民意識調査の立案や検討の機会に住民参加がなされるのが望ましい。

地域開発に主体的に参加するような意識啓発を行う方法論により、条例を形骸化させないのみならず、地域コミュニティの活性につながる。

☆ 男女共同参画社会の形成とは、「男女同数」といった形式にとらわれるのではなく、市民がともに互いの尊厳を認め合い、社会関係資本(住民一人ひとりが社会の網の目となってつながって生まれる資本)が形成され続けること。

- * **審議会の役割**:社会的関係資本の構築にむけて、地域固有の条件に根ざした市民参加型自治を市民とともに練り上げる一つの中核点として位置づけることができる。

男女共同参画社会形成に向けての行政の課題(豊中市意識調査分析を踏まえて)

① 行政の第一の課題は誰のための男女共同参画社会なのかを明確にする。

男女共同参画社会に対する反対意見が多いことの一つは、男女平等の理念を前面に押し出すあまり、女性のためにのみ、あるいは「働く女性」のためにのみ利益がもたらされるとの誤解がある。男女共同参画会議 基本問題・計画専門調査会が指摘するような (p2) 「男性の意識の低さ」にその原因を求めるならば、男性vs女性の対立図式を一層引き出すことになる。このような認識のままでは男女共同参画に強い反発があるのも当然!

そもそも男女共同参画社会とは、**女性のみならず全ての市民**がそれぞれの人生のライフステージにおいて、多様な生き方を選択できる社会であり、賃金労働者の長時間労働や過労の問題を解決することも、重要課題とされていることをもっと強調する必要がある。

(「意識が低い」ということの、意識の低さが問題である。このような誤解がどうして生まれたのか、謙虚に検討する必要があるのではないか。それこそが真の反省である。)

女性が社会的 経済的弱者であることが、女性個人のみならず、国全体にとって経済的に大きな負担となることは、DVD『女性の貧困』(京都大学落合先生他)を見れば明らかである。

② 次に「開発の主体」教育を進める <積極的に議論の場を設け、よりよい吹田の暮らしを築く議論を蓄積してゆく>

男女共同参画社会形成のための市民委員やファシリテーターを公募するなど、条例づくりで行ったような、男女共同参画を行政とともに推進する戦略を練る中核的拠点をつくる。

さらに市井の人々の意見をすくいあげる議論の場もつくり、市民が自らの暮らしを向上させる意欲と、問題意識とを喚起するとともに、市民のアイデアを活かしたまちづくりを推進する。

このことはすなわち、男女共同参画課単独の取り組みでは実現しない。政府では内閣府が進めているように、市においても内閣府に相当する組織を構成し、寝屋川市役所全体で男女共同参画に取り組む。

- 従来のトップダウン的手法からの脱却 (上からの押しつけにならないこと)

○市民に学ぶ姿勢をつくる(市民自身が専門家であるという認識を築く)

③ ②と同時に、行政の側で喫緊の課題が何かを早急にまとめる

抽象論ではなく、寝屋川市の現状に即した解決課題が何であるかを市民に問いかけ整理する。

例えば市民意識調査から浮き上がる問題(不当解雇、不当労働など)について、市民が自己の権利を知らないがために不利益を被っているケースを取り上げ、マニュアルづくりをして、広く権利の保障をおこなう。

また、寝屋川市が男女共同参画社会を構築する上で優先課題が何であるのか、そして何が

でき
るのかを、優先順位をつけて広報し、広く市民からの意見を求める。

(男女共同参画に関わる市民意識調査から明らかになったことが何であるかを、市民にフィードバックする。)

現代社会の課題

◎ 社会的関係資本(social capital)の構築

=個人間のつながり(社会的ネットワーク)と、そこから生じる規範こそが社会関係資本
この定義の原点(1916 ハニファン)

「人々の日々の生活において最も重要なものは、善意、友情、共感、そして社会単位を構成する人間間、家族間の社会的交流といったものである。…個人がひとり取り残されていれば、社会的には弱く頼りないものである。…しかしその個人が近隣との交流を行ない、そしてその近隣がその近隣と交流することにより、そこに社会関係資本の蓄積が生まれ、それは直ちに彼の社会的必要を満たし、またコミュニティ全体の生活条件を改善するために十分な社会的力を有するものになるだろう。コミュニティは全体として、その部分全ての協力によって恩恵を受け、また同時に個々人も、その属する組織の中に、隣人たちの援助や共感、そして友情という利益を見出すこととなる」。(パットナム 2006 『孤独なボウリング』 14-5頁)